

# 島根県肝炎対策協議会設置要綱

## (目的)

第1条 肝炎対策に係る地域の医療の充実や、肝炎の正しい知識の普及啓発及び情報提供を行い、肝炎に対する理解を深め肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりを行うことを目的として、島根県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- ア 肝炎医療を専門とする医療機関との連携に関する事項
- イ 肝炎についての相談・支援体制に関する事項
- ウ 肝炎の検診・検査に関する事項
- エ 肝炎に関する正しい知識の普及啓発に関する事項
- オ 肝炎に関する情報提供に関する事項

## (組織)

第3条 協議会に属すべき委員は、医師会、専門医療機関、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにこれらの家族又は遺族等の関係者で構成し、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を要請することができる。

- 2 協議会に会長を置き、協議会に属する委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理する
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする

- 2 委員は、再任されることが出来る。

## (会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議を行うことが出来ない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由で出席できなかったときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることが出来る。
- 6 協議で協議した結果は、健康福祉部長に報告するものとする。

## (協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部感染症対策室に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は他に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

この要綱は、平成23年1月26日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。